# 安 全 報 告 書

おおさか東線　淀川（赤川）橋りょう付近

## 2026

大阪外環状鉄道株式会社
Osaka Soto-Kanjo Railway Co.,Ltd

## はじめに

平素は当社鉄道事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当社は、おおさか東線を建設し保有する会社として、1996（平成8）年11月に地元自治体及び民間会社の出資により設立されました。

おおさか東線は新大阪駅から大阪東部地域を経て久宝寺駅に至る路線であり、関西圏の広域鉄道ネットワークの充実を図るとともに、大阪東部地域の南北流動と都心部へのアクセスの向上、沿線のまちづくりの促進に資する路線として整備を進めてまいりました。

2008（平成20）年3月15日に放出～久宝寺間を開業し、さらに2019（平成31）年3月16日の新大阪～放出間の開業により全線が開業、2023年3月には大阪駅地下ホームが使用開始し、大阪駅まで運転を延伸、2025年3月にはうめきたグリーンプレイスが開業し、うめきたエリアに直結する路線としてますます便利になり、現在多くのお客様にご利用いただいております。

おおさか東線の運営については、当社が第三種鉄道事業者として施設を保有し、第二種鉄道事業者である　西日本旅客鉄道株式会社が旅客輸送業務及び施設の保守管理、同じく第二種鉄道事業者である日本貨物鉄道株式会社が貨物輸送業務を行っております。

おおさか東線の鉄道事業の継続的かつ円滑な運営を確保することを目的として、両社とおおさか東線の使用及び運営に係わる基本協定を締結し、相互に誠意をもって協力することとしており、今後とも両社と連携を図りながら当社で取り組んでいる運輸安全マネジメントによる安全管理の強化と合わせて第三種鉄道事業者としての事業運営に万全を期してまいります。

この「安全報告書」は、鉄道事業法第19条の4の規定に基づき2025年度の当社における安全性向上に向けた取組について公表するものです。

２０２６年９月

大阪外環状鉄道株式会社
代表取締役　　川口　祐司

## １．輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

当社では、安全の確保に関する方針を、以下のとおり定めています。

**「安全基本方針」**

(1) 社長及び役員は、安全第一の意識をもって事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社の事業の円滑な運営に協力するものとする。

(2) 社長、役員及び社員の行動規範は、次のとおりとする。

①一致協力して輸送の安全確保に努める。

②常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。

③災害、事故等が発生したときは、当社及び西日本旅客鉄道株式会社は相互に情報伝達を行い、適切な対応を行う。

④情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。

⑤常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

## ２．輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的事項

当社では、安全の確保に関する体制を次のとおり定めています。

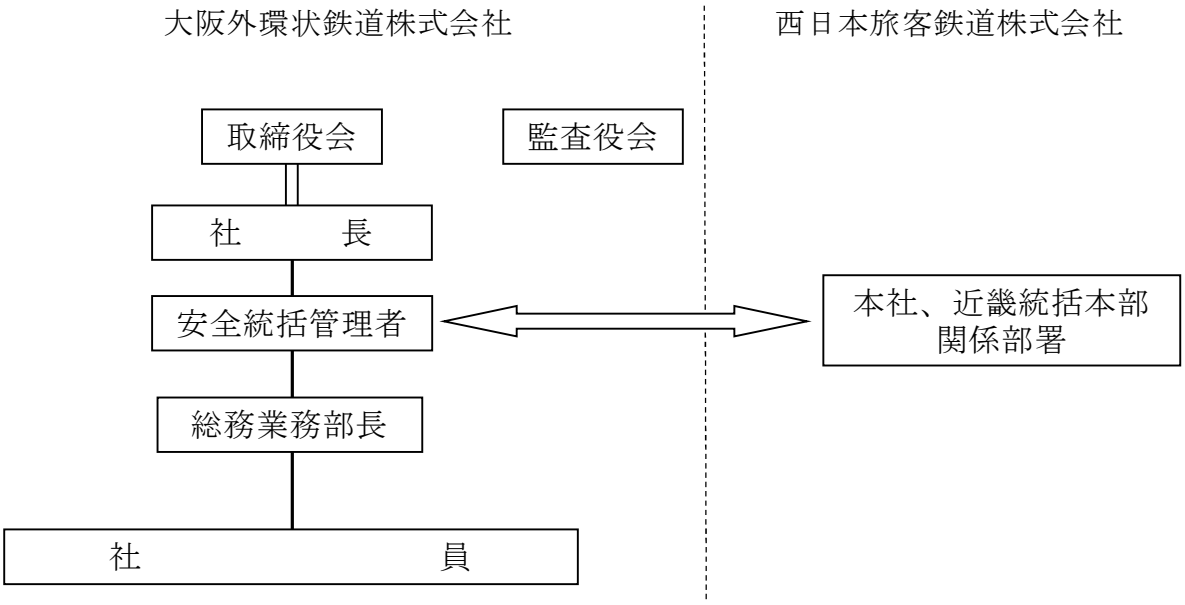


2026年9月現在

「安全管理体制図」に示す各々の責任者の役割及び権限は、下記のとおりです。

社　　長：輸送の安全確保に関する最終的な責任を負うものとする。

安全統括管理者：輸送の安全確保に関する業務を統括する。

総務業務部長：安全統括管理者の指揮の下、鉄道施設の安全に関する事項及び財産管理に伴う第三者との協議、申請、届出等に関する事項、並びに輸送の安全に必要な要員・財務及び高架下貸付に係る施設、用地等の管理に関する事項を総括する。

## ３．事故等の報告並びに再発防止のために講じた措置及び講じようとする措置

2025年度に当社の施設において、第三種鉄道事業者として報告すべき事故、災害、インシデントはありませんでした。

※インシデント：事故には至らなかったが、適切な処理が行われないと事故になる可能性がある事象。

## ４．輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置

（1）第二種鉄道事業者との連携

当社は、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社と使用及び運営に係わる基本協定等を締結したうえで、相互に連携して以下の取り組みを行っています。

①「おおさか東線」の鉄道施設の点検及び保守は、協定に基づき西日本旅客鉄道株式会社が行っております。当社では輸送の安全確保に支障が生じないように鉄道施設の点検結果を確認するとともに必要な保守工事を西日本旅客鉄道株式会社と協力して進め、おおさか東線の鉄道施設の安全確保に努めています。

②当社と第二種鉄道事業者との間で、安全統括管理者が鉄道施設の維持管理等に関する情報共有を適宜行っています。

③おおさか東線沿線において鉄道施設に近接して行われる工事の事前協議を38件受けており、列車運行の安全を確保するため、西日本旅客鉄道株式会社と連携を図りながら、適切な対応にて工事を進めるよう指導しております。また、当社が貸付を行っている高架下使用者を対象に、高架下の適正利用を促すため安全パトロールを実施し、高架下利用に起因する輸送阻害の防止に努めています。

（2）安全教育

安全管理規程に基づき全社員に対して安全教育を実施し、社員の安全意識の向上に努めました。また、災害時の情報伝達訓練を実施するなど、災害に備えています。

## ５．輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その事項

特にありません。

## ６．今後の安全確保の方針

旅客輸送、列車の運行管理及び施設の保守管理は西日本旅客鉄道株式会社が、貨物輸送は日本貨物鉄道株式会社が行っておりますが、当社においても引き続き安全管理体制を維持し、第二種鉄道事業者である西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社との連携を図りながら安全確保に努めてまいります。